

令和2年度 事業計画書

令和2年4月1日から令和3年3月31日

法人名: 社会福祉法人 長いスプーン

1. はじめに

令和元年12月にグループホームカメラーデンⅡが完成、令和2年1月10日には材木町の利用者全員と、皆瀬から1名の利用者が加わり、計6名のグループホームカメラーデンⅡがスタートしました。また、14人乗りのトヨタハイエースの送迎車も快適に走っています。昨年度の大きな事業計画は概ね達成できたものと考えています。

令和2年度の大きな事業としては、グループホームカメラーデンⅡの外郭部分の整備を考えています。除雪等を考えると建物周囲の路盤整備が必要であり、アスファルト舗装をしたいと考えています。

グループホームカメラーデンⅡの新築により、グループホームの定員が16名となりましたが、現在は14名の利用となっています。残り2名の入居を年度早くに達成したいと思えます。また、この移設に伴い、これまでグループホームとして利用していた材木町の建物の利用法を検討していかなければなりません。今の建物のまま、消防法に抵触のない利用を考えていきたいものです。例えば、社員寮や利用者家族の宿泊場所としての利用を考えています。

法人が直面している課題の一つは、利用者の高齢化です。現在の60代の利用者は5名、50代の利用者は3名となっていて、最高齢は69歳です。65歳以上の方々は、別の介護保険施設等に移るという選択肢もあるわけですが、住み慣れた「家(グループホーム)」で暮らし続けたいという希望があれば、叶えてあげるための支援体制を築いていく必要があります。これは、当法人のこれからの重要な課題となりましょう。

“small is beautiful” というのは、福祉に参入した頃からの当法人の理念です。どこまでも利用者を増やすことを目指すのではなく、利用者が生き生きと社会の一員として生きがいを見つけられるような事業所運営を目指したい。そのためには、給付費増を目指す事業展開ではなく、利益を伴う自立した事業運営を目指していきたいと考えています。

当法人の持つ事業所の中で、「工房くまごろう」は、今後の展開では大きな希望と自立に向けた利潤を生み出すことのできる事業です。ことに“食工房”は、ハム・ソーセージ工房(食肉製品製造業)とカレー等(そうざい製造業)の食部門を抱え、今後、これらの商品を活かしながら、6次産業の最終章として、食を提供するレストラン開設を視野に入れていきたいと考えています。長年、レストランで接客する利用者の姿を夢見てきましたが、それを現実のものとしてできるように計画を進めていくことができればと思います。

新年の挨拶で障がい者の社会参加について少し申し上げましたが、彼らの社会参加の枠を大きく変えるには、地域の人々をはじめ外からの人々がここに集まり、彼らの働く姿を見て触れて支援していただくことが必要でしょう。「工房くまごろう」の提供する食とそこで働く障がい者と我々の理念を理解し支援していただける“backpacker”や悩める人々、地域の人々が全国から集まり交流する、ここで働く利用者に元気をもらう・・・日本では夢のような話かもしれませんが、福祉先進国では当たり前となっているこうした取り組みを、今年度以降の事業計画の指針としていきたいと考えています。

2. 役員会開催計画

【理事会開催計画】

回	月 日	主な決議事項
1	5月23日	① 令和元年度事業報告および決算報告の承認の件 ② 理事・監事の選任および評議員会への提案の件 ③ 定時評議員会の開催について ④ 評議員候補者の推薦および評議員会選任・解任委員会への提案の件 ⑤ 評議員選任・解任委員会の開催について ⑥ 事務局長の選任の件 ⑦ 施設長の選定の件 ⑧ 第三者委員の選任の件 等

2	6月7日	① 理事長の選定の件
3	12月9日	① 補正予算の件
4	3月13日	① 令和3年度事業計画(案)について ② 令和3年度収支予算(案)について

※5月9日 理事推薦会開催

【評議員会】

回	月 日	主な決議事項
1	6月7日	① 令和元年度計算書類・財産目録の承認について ② 理事および監事の選任の件

【監事監査会】

回	月 日	監査内容
1	5月9日(土)	① 支出行為等の確認 ② 令和元年度決算書類の確認 ③ 利用者預り金の確認 ④ 役員会等の運営について 他

【評議員選任・解任委員会】

回	月 日	主な決議事項
1	5月30日	① 評議員の選定の件

3. 改修・修繕・購入計画

(1) 建物・設備関係

①グループホームカメラーデンⅡの舗装工事について

工事費用:約1,000,000円

令和元年度施設整備事業により、湯沢市駒形町八面に移転したグループホームカメラーデンⅡについて、建物の周囲の舗装工事を行う。

4. 法人運営資金等

- (1) 法人運営の財源は、個人、その他団体からの寄付金と各事業運営による収入の繰入金等とし、法人の安定的運営を図るため、各事業所から法人本部へ、以下のとおり資金の繰入れを行うものとする。繰入方法はグループホームカメラーデンと工房くまごろうで収入に応じて、6:4の按分とする。

事業所名	金額	備考
グループホームカメラーデン	240,000円	
工房くまごろう	360,000円	
合計	600,000円	

(2) 償還金返済計画

部 門 等	期首残高	当期返済予定	期末残高	備 考
法人 運転資金	157,500円	157,500円	0円	借入金融機関:北都銀行稲川支店 完済予定:令和2年8月25日 33,500円/月返済
工房くまごろう 送迎車購入資金	4,636,000円	732,000円	3,904,000円	借入金融機関:日本金融政策公庫 完済予定:令和8年7月25日 61,000円/月返済 ※5,000,000円借換え(令和元年10月25日)
グループホームカメラーデン 工房くまごろう 増築工事費用	2,848,000円	1,716,000円	1,132,000円	借入金融機関:北都銀行稲川支店 完済予定:令和3年11月25日 143,000円/月返済
工房くまごろう 施設整備費用	1,435,000円	420,000円	1,015,000円	借入金融機関:日本金融政策公庫 完済予定:令和5年8月25日 35,000円/月返済
グループホーム カメラーデンⅡ 施設整備費用	11,799,000円	804,000円	10,995,000円	借入金融機関:北都銀行稲川支店 完成予定:令和16年12月25日 67,000円/月返済
合 計	20,875,500円	3,829,500円	17,046,000円	339,500円/月返済

5. 事業所運営等

(1) 障害者総合支援法に基づく次の事業を行う

- ① 共同生活支援事業 「グループホームカメラーデン」 定員5名
「グループホームカメラーデンⅡ」 定員8名
「グループホームカメラーデンⅢ」 定員3名
- ② 特定相談支援事業 「カメラーデン相談支援事業所」
- ③ 就労継続支援事業 「工房くまごろう」 就労継続支援A型 定員10名
就労継続支援B型 定員20名

(2) 事業所運営

生活・就労の場における主役が、障害を持つ利用者であることを忘れずに、彼らの気持ちに寄り添った支援を行い、社会の一員として生きがいを持って生活できるように援助する。

また、環境整備、危機管理等を徹底するとともに、苦情解決や虐待防止等の関係法令を遵守し、規程に沿って迅速かつ適正な対応を心がける。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力

- ① 県、湯沢市をはじめ関係ある市町村等の行政機関との連携
- ② 医療機関との連携
- ③ 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会への参加（相談支援部会・就労部会）
- ④ 地域および関係する機関や団体との積極的連携・協力

6. 職員の資質向上と職場環境の整備について

- (1) 社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格等の取得促進及び自らの支援技術向上のための自己啓発に対して、積極的に支援する。また、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対するサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等の受講支援を行う。
- (2) 少人数の職員体制であることを活かし、常に職員間で情報共有できるようにする。そのために、短時間でもランチミーティング等を行うことにより、職場内コミュニケーションを円滑にし、職員の気づきから勤務環境や支援内容の改善を図る。
- (3) 子育てや介護との両立を目指す者のため、育児休業制度、介護休業制度の充実、時短勤務の整備を行うとともに、働きながら子育て、介護できる環境を整える。また、個々の生活に応じて、雇用形態、雇用時

間を柔軟に選択できるようにする。

- (4) 年5日の年次有給休暇の確実な取得を促し、リフレッシュして業務を行える環境を作る。
- (5) 福祉・介護職員処遇改善計画、福祉・介護職員等特定処遇改善計画を見直し、職員給与のベースアップを図るとともに、確実に年1回賞与を支給できる体制を整える。
- (6) 職員が定着し、長期的に働ける環境を目指し、退職金制度整備に向けた準備を行う。
- (7) 職員の健康を保持するため、年1回健康診断を実施する。また、職場環境調査、ストレスチェックを行うことで、個々の課題や健康状態を把握しフォローできる環境を作る。

7. 職員の研修・セミナー参加計画

- (1) 内部研修の実施
 - ・手話講習会(年3回程度)
 - ・事業所見学(年2回程度)
- (2) 食品衛生責任者研修 講義
- (3) その他
 - ・高次脳機能障害支援担当職員研修会
 - ・発達障害者地域支援者研修会
 - ・地域生活定着促進セミナー
 - ・精神科ケアシリーズ講演会
 - ・障害者虐待防止・権利擁護研修
 - ・強度行動障害支援者養成研修

※上記の他、職員の知識、専門性を高める研修への参加を予定

※上記研修内容の伝達研修を事業所内で開催

8. 採用計画・職員配置計画

(1) 採用計画

正職員およびパート職員の採用を計画し、必要に応じ、理事長が採用面接を行い補足・増員を行う。求人はハローワークを通じて行うほか、法人ホームページにも情報を公開する。

安定的な支援を行うため、多様な人材(高齢者・障がいのある方、外国人等)を活用する。

(2) 配置計画

グループホームカメラデンでは、世話人の配置4:1以上を目指す。また、生活支援員については 利用者の障害支援区分の程度に応じて配置を行うものとする。

事業所名	管理者 (施設長)	サービス管理 責任者	世話人	生活 支援員	備考
グループホーム カメラデン	1.0名 (工房兼務:0.5)	1.0名 (生支兼務:0.5)	3.6名	1.0名	2020年3月末時点 退職者がいるため、世 話人1.0名、生活支援 員0.5名以上の採用 が必要。

就労継続支援B型「工房くまごろう」では、職業指導員および生活支援員の配置7.5:1以上を目指す。生活支援員については、1.0以上とする。

事業所名	管理者 (施設長)	サービス管理 責任者	職業 指導員	生活 支援員	備考
工房くまごろう	1.0名 (GH兼務:0.5)	1.0名 (生支兼務:0.5)	2.0名	1.0名	2020年3月末時点 退職者がいるため、職 業指導員または生活 支援員1名以上の採 用が必要。

特定相談支援事業所の配置は以下のとおりとする。

事業所名	管理者相談支援専門員	備考
カメラーデン相談支援事業所	1.0名	

9. 交通安全および車両関連について

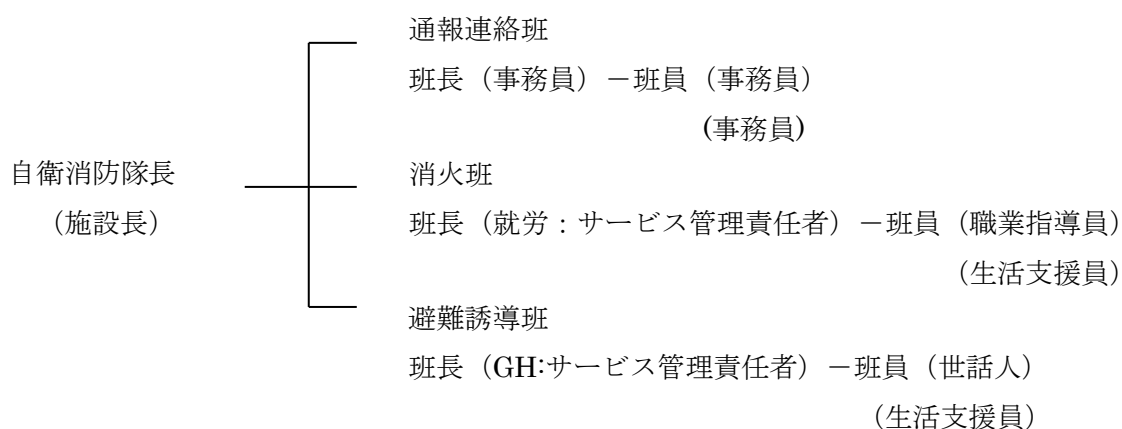
- ・ 送迎担当職員は安全運転を意識し、運転マナーの向上を図ることで、交通事故を防止する
- ・ 事故防止のため、送迎車両および特殊車両の点検整備を定期的に行い、乗車前の安全確認を徹底する
- ・ 利用者の送迎が確実にできるように、職員の中型免許取得に係る費用を一部援助する
- ・ 日中活動の作業および冬季間の除雪作業を円滑に行えるように、職員の大形特殊免許等の取得に係る費用を一部援助する
- ・ 任意保険の内容を確認し、法人の体制に合った保険に確実に加入する
- ・ 5月には自動車税減免申請を県税事務所および市税務課に提出する

10. 防災・防犯計画について

防火担当責任者は、施設長とし、火元責任者はグループホームでは世話人、就労継続支援事業所では防火管理者が担うこととする。火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置き、利用者の安全を確保する。

任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。(固定電話、各職員携帯) 敷地施設内の職員への連絡を行う。 関係者及び近隣への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。

- ・ 職員の業務時間内に火災その他の災害が生じた場合の任務分担は、次のとおりとする。



- ・ グループホームカメラーデンⅡ

世話人の業務時間内に火災その他災害が発生した場合、利用者の安全を確保した後、施設長に連絡し指示を仰ぐこととする。必要に応じて消防等に連絡をする。

- ・ 夜間管理体制について

夜間管理についてはセコムに業務委託を行い、緊急時には施設長もしくは防火管理者にセコムより連絡があり、連絡を受けたのち各職員に電話連絡で指示を行う。連絡により到着した職員は避難誘導及び救護を優先し初期消火を行う。入居者等による緊急連絡の際も同様に、施設長もしくは防火管理者に連絡を行い各職員への連絡・指示を行う。

- ・避難訓練等

法人本部、グループホームカメラーデン、グループホームカメラーデンⅢ、工房くまごろうは、7月と10月に合同で避難訓練を実施する。グループホームカメラーデンⅡについては、同月に個別に実施することとする。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	年2回	震災訓練	適宜
避難訓練	年2回	総合訓練	適宜
通報訓練	年1回		

- ・防犯対策等

法人本部およびグループホームカメラーデンⅡに防犯カメラを設置し、不審者の侵入を防ぐ。

11. 広報活動

(1) ホームページの運営

- ・ホームページの事業所情報の更新、定期的なブログの更新により、法人の活動を正しく発信し、協力や支援が得られるようにする
- ・ホームページ上に法人情報を公開し、経営の透明性を確保する

(2) 広報誌「咲くさくら坂」の発行

- ・利用者参加型の広報誌の発行を目指す
- ・広報誌作成に関わる職員を増やすことで、新しい視点で継続的な発行を目標とする
- ・広報誌の折り込み作業、封入作業等は「工房くまごろう」と協力して行う

(3) 通信販売の促進

- ・販売実績のあるインターネット販売サイト「Creema」への出品を継続
- ・販売実績のない「BASE」については、在庫確保が困難な状況であることから一時休止
- ・インターネット販売サイト等についての見直しを行い、販路拡大を目指す
- ・Facebook等のSNSを利用した商品情報発信を行う
- ・顧客リストを整理し、迅速に商品を発送できるように管理する
- ・就労イベント等への出品準備を計画的に行う
- ・商品情報が生活に伝わるよう、書品カタログの改定及び管理

(4) 職員による製品の宣伝および販路の拡大

- ・「工房くまごろう」の製品の宣伝・販路の拡大に全職員が一丸となって取り組み、各職員の名刺裏に販売商品を記載し、積極的に名刺を配ることで販路の拡大を目指す

(5) その他活動

- ・挨拶状や年賀状等の準備
- ・法人行事等の計画的な企画運営
- ・法人リーフレットの改定検討及び管理
- ・各種情報発信ツールの管理

12. 地域交流

- ・当法人の運営する各障害福祉サービス事業所において、学生や地域のボランティアを受け入れ、利用者との交流を図り、障害者への理解を求める活動を実施する。
- ・グループホームカメラーデンの利用者の買物支援・外出支援を行い、地域生活を支援する。
- ・地域のボランティア活動にグループホームや就労継続支援事業所の利用者とともに参加する。
- ・特別支援学校や特別支援学級の児童・生徒等を招待し、利用者との交流を図る。

13. 苦情解決に向けた取り組み

法人各施設の窓口に苦情解決制度の周知ポスターと第三者委員の氏名等を掲示し、苦情申し出が容易にできるよう配慮する。法人設立当初の第三者委員が任期満了となるため、新たに2名の委員を選

任する。苦情申し出の内容は役員等に報告するとともに法人ホームページ、広報誌にて公表する。

14. 助成金の申請

- ・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン団体登録
- ・その他
備品等を管理することで物品購入についての長中期的計画を立て、必要に応じて該当する助成金への申請を検討する。

15. 事業別計画

(1) 共同生活援助(介護サービス包括型)事業

事業運営基本計画

地域において自立を目指す利用者が、共同して日常生活を営むことができるように共同生活住居を提供する。その中で利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、個々のリズムで生活に必要な能力の向上に向けて支援する。併せて、生きがいを持って人生を歩むことができるように、その人間性を尊重し、当事者の喜びや悲しみに寄り添えるような事業運営に努める。また、60代～70代の利用者については、住み慣れたグループホームでの生活を継続できるように支援する。

① 名称及び所在地

- ・ グループホームカメラーデン 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地
- ・ グループホームカメラーデンⅡ 秋田県湯沢市駒形字八面寺谷地66番地5
- ・ グループホームカメラーデンⅢ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的および目標

- ・ 利用者に対し、身体及び精神の状況に応じた共同生活住居を提供し、安心・安全な生活を続けられるように援助する。
- ・ 日常生活上の援助を行い、それぞれの持つ能力の維持、向上を目指し、生活の質を高めること で、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。
- ・ 生活上の相談に応じ、心身ともに健康に生活できるよう支援する。
- ・ 意思決定の主体性を保障し、地域社会の一員として生きがいを持って生活できるよう支援する。
- ・ 利用者人数は、一日平均 14.4 人を目指し長期入院等を未然に防げるように、普段から利用者の健康・精神状態の把握に努める。
- ・ グループホームカメラーデンⅡは、定員を満たしていないことから、長期入院患者・長期施設入所者の地域移行先として見学・体験利用等を積極的に受け入れ、上半期中の満室を目標とする。

③ 入居定員

共同生活住居名	定員	現員	備考
グループホームカメラーデン	5名	5名	
グループホームカメラーデンⅡ	8名	6名	上半期での2名増を目指す
グループホームカメラーデンⅢ	3名	3名	

④ 入居対象者

入居対象者は、障害福祉サービス受給者証を取得済で、15歳以上で65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。主に知的障害・精神障害・身体障害の者を対象とするが、当事業所において対応可能と判断できる場合については、障害の種別は問わない。

⑤ 体験利用の受け入れ

グループホームカメラーデンⅡの見学・体験利用を積極的に受け入れる。体験利用は、年間50日、連続30日の利用が可能。満室時においても見学対応を行う。

⑥ 利用期間等

- ・ 利用期間 利用期間の定めはなく、利用者の必要とする時間
- ・ 開設日 当該月の日数
- ・ 開設時間 24時間

⑦ 支援内容

生活の質の維持向上

- ・ 清掃、洗濯、買物等の日常生活の中で苦手な部分の支援を行う。
- ・ 共同生活をトラブルなく過ごせるようにルールの設定、役割分担を行いながら、利用者の自主性を尊重し、利用者自らが率先して役割を担えるよう支援する。
- ・ 利用者間のトラブルがあった時には、管理者、サービス管理責任者にヒヤリハット報告書を提出し、対応について指示を仰ぐ。状況の改善が見られない場合は、ケース検討会議を開催し、対応について協議し、再発防止のための取組を行う。
- ・ 金銭を自己管理できるようになることを目標に出納帳の記入方法を助言したり、無駄使いをしないように買物メモの作成を支援する。出納帳の記録が難しい利用者については職員が記録の代行を行う。また、利用者個人の日用品については世話人が状況を把握し、不足がないように利用者と相談し買物リストを作成する。

相談援助と日常生活支援

- ・ 対人関係、その他日常生活の不安や課題への相談支援。
- ・ 地域の中で生活するためのルールを守れるよう支援。
- ・ 日常生活を営む上で必要な事務手続き、福祉制度の各種手続きの支援を行う。また、利用者が福祉制度を理解できるように個別に内容を説明し、安心してサービスを利用できるよう支援する。
- ・ 家族との連絡調整を行い、帰省などがスムーズに行えるよう支援する。また、家族が利用者の現状を理解できるよう支援し、将来的な不安等を軽減する。
- ・ 親の高齢化等により、帰省の調整が難しい利用者については、納得できるように説明を行い、長期帰省を楽しく過ごせるように調整を行う。

日中活動の支援

- ・ 利用者が自ら選択したサービスを利用できるよう支援する。
- ・ 就労先や障がい福祉サービス事業所との連絡調整を行う。
- ・ 体調不良等で日中に外出できない時の見守りや体調不良時の通院支援を行う。
- ・ 一般就労の利用者が職場定着し、長く勤められるように、職場との連絡調整、体調管理等を含めサポートを行う。社会人としてのルールを守れるように支援する。必要に応じてケース検討を行い、関係機関で情報共有し、課題がないかの確認を行う。

危機管理の徹底支援

- ・ 送迎車両を安全に利用できるようにする。
- ・ 火災、災害時に対応できるよう避難訓練を実施、防災意識を高める。
- ・ 感染症や食中毒の予防知識に対する支援。

余暇支援

- ・ 月2回程度の買物支援を実施し、買い物や外食を楽しむ機会をもつ。
- ・ 「工房くまごろう」と協力して外出支援やレクリエーションを企画し、余暇の充実を図る。

- ・ 趣味活動を充実させ、外出以外の楽しみが増えるように助言する。

食事の提供

- ・ 法人が運営する多機能型事業所「工房くまごろう」の食工房に総菜提供を依頼する。
- ・ 世話人は、その日の献立を見ながら調理・盛り付けを行う。
- ・ 季節の行事を楽しめるメニューや旬の食材を提供できるようにする。
- ・ 食事マナーを覚えられるように援助する。

健康管理

- ・ 毎朝、健康チェックを行うことで健康状態を把握する。健康、服薬、自己管理できるように支援を行う。服薬管理が難しい利用者については、職員が個別に対応し、服薬確認を行う。利用者の健康状態に応じて、血圧測定、体重測定等を行い記録する。
- ・ 40歳以上の利用者については、市町村が行う無料検診の受診を援助する。必要に応じて二次健診等の手配を行い、健康状態を把握する。胃がん検診については、利用者の希望もあり胃カメラ検査を受ける予定である。
- ・ 利用者の通院を支援した時には、通院支援日誌にその内容を記録し、職員が情報を共有できるようにする。経過観察を必要とする利用者については、忘れずに受診できるように調整を行う。
- ・ 必要に応じて医療機関に情報を提供し、スムーズに受診できるように受診日等の調整を行う。

⑧ 行事計画

月	行事	備考
4月	花見	桜の開花情報を見て日程を調整する
7月	合同避難訓練	GH・就労合同／カメⅡは個別実施
8月	七夕祭り見物	
9月	法人行事(食事会)	GH・就労合同
10月	赤い羽根共同募金への参加 合同避難訓練	GH・就労合同／カメⅡは個別実施
1月	新年会	GH・就労合同
2月	犬っこ祭り見物	

⑨ 運営資金

- ・ 訓練等給付費

世話人 4:1 以上の配置の場合(グループホームカメラーデン/グループホームカメラーデンⅢ)

区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4
給付費	244単位/日	294単位/日	384単位/日	470単位/日

世話人 4:1 以上の配置の場合(グループホームカメラーデンⅡ:定員8名以上大規模減算対象)

区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4
給付費	232単位/日	279単位/日	365単位/日	447単位/日

※夜間支援体制加算 10単位/日

※福祉・介護職員処遇改善加算率 7.4%

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)率 1.5%

- ・利用者負担金収入
 - ア.家賃 16,000円
 - ※非課税世帯・生活保護世帯の利用者については家賃補助10,000円が支給される。
 - イ.食費 39,000円
 - ウ.水道光熱費 12,000円

- ⑩ 資金計画
別紙収支予算書のとおり

(2) 特定相談支援事業

事業運営基本計画

利用者又は障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場を考え、適正かつ円滑な相談支援を提供する。併せて、利用者等の抱える課題をリフレーミングして、一つ一つ解決できるよう共に考え、心身ともに豊かな人生を送れるように支援する。

- ① 名称及び所在地
カメラーデン相談支援事業所 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的と目標

- ・ 障害者総合福祉法に基づき、地域で生活する障害者および家族等の生活全般に関する相談に応じ、障害福祉サービスの情報提供、利用援助・調整を通じて生活に必要な支援を行う。
- ・ 行政・医療・その他の関係機関等との連携を図り障害者の地域での自立を推進する。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況・置かれている環境から課題を整理し、利用者の意思決定を尊重したサービスの提供を行う。また、利用者が自ら意思決定を行えるよう意思決定支援を行う。
- ・ 利用者に提供されるサービスが、特定の種類、特定の障害福祉サービス事業所に偏ることがないよう、公正中立に相談支援を行う。
- ・ 利用者に提供されるサービスがフォーマル支援に偏ることがないよう、インフォーマルな資源を検討して地域との繋がりを大切に相談支援を行う。
- ・ 利用者への適切なケアマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かなモニタリングを行い、必要に応じて、サービス等利用計画を変更する。
- ・ 利用者や家族、サービス事業所の状況に応じて、ケース検討会議・サービス担当者会議を開催し、サービス提供状況の確認および利用者の意向確認を行う。
- ・ 自ら提供する相談支援の評価を行い、常に改善を図る。一人事業所のため、基幹相談支援センターと連携し、事業運営について適切な助言を得る。
- ・ 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会、相談支援部会への参加、各種セミナー、研修等に参加を促し、専門性の向上を目指す。
- ・ サービス等利用計画作成25件(令和2年度の更新7件)、モニタリング70件を目標とする。

③ 支援の内容

- ・ 計画相談支援(個別給付)
- ・ 基本相談支援
 - ・利用者の希望に応じ、行政提出書類の作成援助、通院同行を実施する

④ 利用対象者

計画相談支援： 18歳以上の障害福祉サービスの利用者またはその家族。障害種別は問わない。
(18歳以下であっても福祉事務所から依頼あった者および障害福祉サービスのみを利用する者については対象となる。)

基本相談支援： 障害者(児)またはその家族。障害種別は問わない。

⑤ 実施地域

湯沢市、羽後町、東成瀬村、横手市、当法人の事業を利用している場合は市町村を問わない。
(法人の運営する事業所を利用する場合は、区市町村と連絡調整の上、計画相談を実施する。)

⑥ 定員

定員の定めはないが、一人あたりの相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数は35件。
・ 相談支援専門員が対応可能で、利用者のニーズに沿った支援を提供できる人数とする。

⑦ 開設日等

- (1) 開設日 月曜日から金曜日 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)
- (2) 開設時間 9時から17時 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)

⑧ 職員体制

管理者兼相談支援専門員1名体制

⑨ 運営資金

- ・ 計画相談支援給付費

サービス内容	単位数
利用支援 (計画作成)	1,462 単位/1回 ※特別地域加算219単位/1回 ※行動障害支援体制加算35単位/1回
継続支援 (モニタリング)	1,211 単位/1回 ※特別地域加算182単位/1回 ※行動障害支援体制加算35単位/1回

*湯沢市・羽後町・東成瀬村全域は特別地域加算対象地域となる

※その他、計画相談サービス提供時モニタリング加算10単位/1回等の請求可能。

⑧ 資金計画

別紙収支予算書のとおり

(3) 多機能型(就労継続支援A型、就労継続支援B型)事業

- ・ 事業運営基本計画

利用者が住み慣れた地域で安心して自己実現できるように、それぞれの適性に応じ、日中活動において就労の機会や生産活動の場を提供する。その中で、社会人としての知識、能力の向上に向けて支援する。併せて、自立した一人の社会人としての生活が送れるように必要な生活支援を実施し、自信をもって就労できるように、個々の人間性を尊重した事業運営に努める。

① 名称及び所在地

就労継続支援A型 「工房くまごろう」 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

就労継続支援B型 「工房くまごろう」 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番地

② 事業目的及び目標

- ・ 一般企業での就労継続支援が困難な人に働く場を提供し、知識や能力の向上に必要な訓練を行う。また、高齢の利用者が生きがいを持って生活できるように作業を提供する。
- ・ 自立した一人の社会人として生活が送れるように必要な生活支援を実施する。
- ・ 就労継続支援B型からA型、一般就労へ移行できるようにスモールステップでの利用者の知識・能力の向上を目指す。
- ・ 就労継続支援B型では安定した経営を図るため、一日平均17名の利用を目指す。
- ・ 女性利用者の増員を目指す。

- ・ 就労継続支援 B 型は、平均工賃20,000円を目指す。
- ・ 工賃アップのため、外販に力を入れるとともに、施設外就労等を実施する。また、作業の見直しを行い、提供する商品を検討する。

③ 利用定員

事業所名	定員	現員 契約者数	備考
工房くまごろう(就労 B)	20名	19名	2020年3月時点 平均利用者数15.9名
工房くまごろう(就労 A)	10名	0名	経営状況により判断する

④ 利用対象者

- ・ 18歳以上の障害者。
主に知的障害者・精神障害者・身体障害者を対象とするが、当事業所で対応可能と判断した場合には、障害種別は問わない。
- ・ 就労経験はあるが、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難な者。
- ・ 就労アセスメントを受け、就労面の課題等の把握が行われているもの。

⑤ 実習および体験利用等の受け入れ

- ・ 支援学校からの実習生の受け入れ、各機関からの紹介による見学・体験利用の受け入れを行う。

⑥ 利用期間等

- ・ 利用期間 支給決定を受けた期間(基本:当該月の日数-8日)
- ・ 開設日 月曜日から土曜日(祝祭日、年末年始、GW等の休日を除く)
月20日程度
- ・ 開設時間 10時から15時(作業の内容によってはこの限りではない)
※祝祭日については、月の開設日数を考慮し作業日となることがある。

⑦ 支援内容

工賃アップに向けての作業確保のための取組

- ・ 毎日4時間作業できるよう、作業量を確保し、利用者が作業しやすいように準備する。
- ・ 自主製品(カレー・ハム・木工品等)の売上増を図るとともに新規開拓を行う。
- ・ 自主製品(カレー・ハム・木工製品等)の売上増を図るため、インターネット販売サイト「Creema」に出品し、インターネット上の店舗運営を行う。法人ホームページ上での商品販売を目指し、商品の周知を行う。また、広報誌、SNS を利用した商品の周知、拡販を行う。
- ・ 畑の整備を行い、無農薬野菜の栽培、販売を行う。また、皆瀬地区の自然を活かした商品の開発を検討する。
- ・ 除雪や除草作業等の施設外就労に積極的に取り組む。
- ・ 湯沢ロイヤルホテルと提携し、インドカレーの売り上げアップを目指す。
- ・ 就労イベント等に積極的に参加し、「工房くまごろう」の周知を図る。

作業能力・働く意欲の向上

- ・ 個別支援計画を作成し、目標をもって作業に取り組めるように支援し、定期的なモニタリングを実施する。
- ・ 利用者の適性や年齢に応じた、バラエティに富んだ作業を提供する。
- ・ 個々の特性に合ったリズム(ゆっくリズム)を尊重する。
- ・ 作業で作った物がお客様の手に届く喜びを知り、働く意欲を維持できるようにする。

安定利用に向けての支援

- ・ 利用者の体調管理、状態把握を行いきめ細かく支援する。
- ・ 健康診断を行い、利用者の健康状態を把握し、個々の状態に合った作業を提供する。
- ・ 家族や生活の場となる入所施設、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員と密に連絡を取りながら、利用者の情報を共有する。
- ・ 利用者間のトラブルが発生した場合は、管理者、サービス管理責任者に報告し、対応について指示を仰ぐ。必要に応じてケース会議・サービス担当者会議を開催し、再発防止に取り組む。
- ・ 不調時、欠席時には個別に対応し、利用者が希望する場合には相談支援を行う。特に在宅からの通所者については、継続利用でききるように細やかな支援を行い、必要に応じて担当の相談支援専門員やケースワーカー等に情報をつなぐ。

危機管理の徹底支援

- ・ 送迎時の安全のため、車両乗降の見守りを行い、シートベルト着用を徹底する。送迎者は安全運転を心がけ、体調不良時には送迎を行わない。
- ・ 薪割り作業、畑作業、除雪作業等の道具を使う作業では、見守りを徹底し、利用者の安全を意識した支援を行う。また、道具の扱いについて、その都度確認を行う。
- ・ 火災、災害時に対応できるよう避難訓練を実施、防災意識を高める。
- ・ 感染症や食中毒の予防知識に対する支援。特に食工房で作業する利用者については、衛生面の指導を行い、徹底する。
- ・ 虐待防止・権利擁護について利用者、職員の知識を高める。

⑧ 日中活動生産内容

活動内容	就労継続支援A型 (食工房)	就労継続支援B型 (木工房)	就労継続支援B型 (食工房)
自主製品 事業	①インドカレー・サーモン燻製 ・工房特産の根ワサビを使用 したワサビ漬け・他、惣菜の調 理作業 ②グループホーム、職員へ提 供する弁当の惣菜調理 ③ハム製造 ④商品のラッピング・発送	①木工小物各種の製造補助 および製品の塗装・磨き作業 ②野菜等の生産・販売 ③薪割り(ストーブ用)および運 搬 ④施設外就労に向けた環境 整備活動	①カレー、惣菜などに使用す る野菜類の洗い選別などの作 業 ②弁当の盛り付け、食器洗い 等 ③飾り葉、スパイスなどの作物 管理作業 ④ラベル貼り、ハンコ押し
施設外 就労		除草や冬の除雪作業などの 環境整備活動	
その他	①外販促進のための宣伝活 動 ホームページおよびブログの 更新	①工房の敷地内にある畑・ワ サビ田でのスパイス・ワサビの 栽培 ②刺し子などの手芸	

※ 就労継続支援B型:畑を借り、完全無農薬野菜の生産・販売に向けた農作業の訓練を行う。農作物はグループホームに提供する総菜・ハム製造のためのスパイス等に使用する。

※ 食工房では衛生面に配慮し、手洗いうがい等を徹底し、年2回の検便を実施した職員および利用者が作業を行う。また、毛髪等が落ちないよう決められた服装で作業を行うこととする。

⑨ 日課(就労継続支援A型・就労継続支援B型)

朝礼・準備	9:55	作業開始	13:05
作業開始	10:00	休憩	14:00
休憩	11:00	作業開始	14:10
作業開始	11:10	清掃・片づけ	14:45
昼食・休憩	12:00	終業	15:00

⑩ 行事計画

4月	花見
5月	日帰り旅行
6月	事業所見学
7月	秋田市港祭り・避難訓練
9月	健康診断・法人行事(食事会)
10月	街頭募金活動
11月	収穫祭
1月	合同食事会
3月	工賃評価
その他	誕生日会等

月1回程度のレクリエーションを企画し、作業のモチベーションを維持できるようにする。

グループホームカメラデンの利用者と交流ができるように、レクリエーションを合同で企画する。

⑪ 事業収入

就労継続支援B型の利用者には、月々の事業収入から原材料等の直接経費を控除した金額を工賃として利用者に支払う。就労継続支援A型の利用者には、雇用契約を結び、賃金を支払う。

⑫ 運営資金

・訓練等給付費

職業指導員および生活支援員の配置が7.5:1以上の場合かつ前年度の平均工賃が15,000円以上20,000円未満の場合

サービス内容	単位数
就労継続支援B型	524単位/1日

※福祉・介護職員処遇改善加算率 5.2%

※福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)率 1.7%

※その他、欠席時対応加算、初期加算等の算定が可能

⑬ 資金計画

別紙収支予算書のとおり